

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	市場施設の用途変更、転貸等の承認申請
概要	市場施設の利用者は、施設の利用を変更し、又は当該指定若しくは利用許可を受けた市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に利用させては行けません、市長の承認を受ければこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第58条の2（昭和46年条例第40号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎ 用途変更の承認を受けるためには次の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>(1) 変更しようとする用途が、申請者が許可を受けた業務を行うに適切と認められる用途であること</p> <p>(2) 用途変更することにより、使用する施設が維持管理上支障がないと認められること</p> <p>◎ 転貸の承認を受けるためには次の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>(1) 申請者が転貸しようとする施設及び相手方に、用途以外の内容による転貸を行わないと認められること</p> <p>(2) 申請者が転貸しようとする施設及び相手方の行為につき、責任をもって管理すると認められること</p> <p>(3) 転貸することにより、申請者が許可を受けた業務を充実させるとともに、市場業務の適正な運営に資すると認められるものであること</p>
標準処理期間	2週間～1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html</a>
備考	—